

## 2013年第4回定例会・反対討論（12・13）

私は、各委員長報告に対して、日本共産党を代表して討論をおこないます。

最初に、議第90号・平成25年度大分市一般会計補正予算（第2号）についてです。今回の補正は、人件費の計上や債務負担行為などが主なものです。債務負担行為のなかに、第4款・衛生費、3項・清掃費に、可燃・不燃物の収集運搬業務委託料、平成25年度から29年度までで、限度額12億2400万円が計上されています。民間委託された地域の方から、「収集時間が遅くなった」などの声が寄せられています。現在、市内の約半分の地域で民間委託されていますが、今後全市に広げる計画となっています。わが党は、市の責任で収集すべきであり、市民サービスの低下につながることから、民営化は行うべきではないと考えます。

以上の理由で、議第90号・平成25年度大分市一般会計補正予算（第2号）に反対します。

つぎに、議第102号・大分市市民行政センター条例等の一部改正についてです。これは消費税率を8%に引き上げられることにともない、手数料や使用料の引き上げをしようとするものです。

労働者の賃金は、この15年間で70万円も下がっています。年金受給者のうち、1300万人は月額10万円以下ですし、今後2年間で2・5%も減額されます。

政府は「(景気の悪化がないように) 対策をしている」と、税率引き上げをしても、経済の腰折れはないと説明しています。また逆進性をやわらげるために、給付つき税額控除及び総合合算制度の2つが導入されるまでの間、現

金を給付する簡素な給付措置を実施するとしています。そのような対策をとるよりも、4月からの増税をやめることこそ、一番の景気対策になると思います。また、地方自治体の一般会計分については、消費税法に定められた地方公共団体に対する特例により、国への納税義務はありません。税率が引き上げられた場合、現行の手数料や使用料の引き下げなどで、対応が可能と考えます。

以上の理由で、議第102号・大分市市民行政センター条例等の一部改正に反対します。

消費税率の引き上げにともなう改定が提案されている議第105号・大分市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、議第106号・大分市自転車駐車場条例の一部改正について、議第107号・大分市公共下水道条例の一部改正について、議第108号・大分市水道事業給水条例の一部改正について、議第102号と同じ趣旨で、反対します。

ここで、平成25年・請願4号・消費税増税を中止することを求める意見書提出方について、議第102号と同じ理由で、不採択に反対にします。

つぎに、議第103号・大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてです。これは、家庭ごみの可燃物、不燃物の収集を有料化しようとするものです。

1点目に、市民への説明責任です。

手数料収入の使途、すなわち目的が、当初の説明とは大きく変更されており、あらためて市民への説明責任を果たすことが求められます。

市長答弁では、焼却施設の設備投資などにも使用できると変わっています。

条例の命ともいえる手数料の使途・目的の大きな変更は、市民には説明されていません。条例改定案は取り下げ、あらためて市民への説明から始めるのが筋です。また、条例の提案前に、実施計画案の説明を、全市民対象におこなうように求めてきましたが、自治委員、クリーン推進委員に限られました。条例が可決された後の説明では、市民への押しつけになります。さらに、あえて強行しようとするならば、実施日は条例から削除、または別途定めることとし、市民へ説明と討論を徹底する努力をおこなうべきです。手数料の使途の変更という重大な変更がありながら、その説明を市民にもなしに、条例案を提案することは許せません。

2点目に、ごみ減量についてです。一般質問では、有料化だけでは「排出量が大きく減少するとは考えていない」と答弁されています。清掃事業審議会からも指摘された、分別などの指摘事項を徹底し、ごみ減量・リサイクルについて市民に協力を訴え、その結果を検証してからでも有料化は遅くありません。

3点目に、負担の公平性の確保とありますが、有料化は、一方で不公平を持ちこみます。

低所得者にも高額所得者にも、同一手数料を課すのは、最大の不公平を生むことになります。また家族が多ければ、ごみ排出がおおいいのは当たり前であり、その量に応じた負担を求めることは、公平とはいえません。さらに、精一杯ごみ減量・リサイクルをしている家庭にとっては、新たな負担を生むという不公平が生じます。

あわせて、不適切にごみだしをしている人が、有料化によってどうして、適正排出をうながすことになるのか、きわめて疑問です。

4点目に、法的な関係です。憲法25条の生存権はもとより、改正後の廃

棄物処理法は、「その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」との定めにも反します。すなわち家庭ごみの処理は、自治体固有の事務であることが明白です。また、有料化の根拠としている地方自治法227条は、「当該普通公共団体の事務で、特定のもののためにするものにつき、手数料を徴収することができる」というものです。これを拡大解釈し、すべての排出者に手数料の負担を求めることは問題です。

5点目に、負担軽減、減免対策などの問題です。ボランティアや自治会での清掃は、申請により専用袋支給するといいますが、ボランティアを限定することにより、混乱が生じるのではないのでしょうか。生活保護基準より所得の低い生活をしている世帯が多数あるなか、住民税非課税世帯への対応などが無いのは問題です。収集袋の種類についても、もっと市民の声を聞くべきであり、レジ袋がごみにならないように、リユースの観点からも、レジ袋でも出せるようにすべきです。その他にも、不法投棄の増加の懸念などの問題もあります。有料化しなければ、こうした懸念や新たな対策は必要ありません。手数料についても、近隣自治体の状況と比べて、高い料金設定になっています。有料化を実施した場合、3年をめぐりに見直すとしていますが、減量されたとしても、それが有料化による効果か、市民の努力の成果かは判断できないと思います。また減量がすすまなければ、いつでも手数料の値上げができる仕組みをつくることになります。

市民の暮らしは、景気の低迷、社会保障の切り捨て、消費税増税など、厳しい生活を余儀なくされています。このうえに、名前を変えた増税ともいえる家庭ごみの有料化で、これ以上、市民生活を圧迫することは許されません。

以上の点から、どんな修正を加えようとも、家庭ごみの有料化を認めるこ

とはできません。

市長は、施設の建て替えが迫るなか、「孫の顔を見ると、彼らに、次ぎの世代に、このツケはまわせない」と、わが党の有料化問題への質問に、ごみ減量以外にも使われる趣旨の答弁されています。この条例改正案は、つぎの世代に、名前を変えた増税というツケを押しつけることになることとなります。こうした提案をした市長と市政のあり方が問われます。また市政運営のチェック機能や政策立案機能を強める議会改革をすすめる本議会についても、市民目線からすれば、そのあり方も問われると思います。

よって、議第103号・大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についての修正案ならびに修正部分を除いた原案に強く反対します。

あわせて平成25年・陳情第8号・家庭ごみ有料化を実施しないことを求める陳情、および平成25年・陳情第9号・家庭ごみ有料化を行わないことを求める陳情について、議第103号と同じ理由で、不採択に反対します。

つぎに、議第104号・大分市廃棄物処理施設条例の一部改正についてです。これは、議第103号・大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正にかかわって、整合性をもたせるための改訂などです。

まず、消費税増税による手数料の引き上げがあります。

また、家庭ごみ有料化にともなう料金設定にあわせて、手数料の引き上げをおこなうものです。市民への新たな負担を増やすことになり、ごみを排出する業者の経営を圧迫することにもなります。

あわせて、議第103号で述べた内容と同じ趣旨の理由で、議第104号・

大分市廃棄物処理施設条例の一部改正について、反対します。

つぎに、議第109号・大分市税条例の一部改正についてです。

この条例の一部改定には、特定公社債の利子等に対する課税方法の見直しが含まれています。改定後、損益通算繰越控除を可能にしようとするものです。高額所得者などが、運用する特定公社債などで運用損を生じた場合に、救済する措置でもあり、条例改定の必要はないと考えます。

よって、議第109号・大分市税条例の一部改正について、反対します。

つぎに、議第112号・大分市国民健康保険税条例の改正についてです。

議第109号・大分市税条例の一部改正と同じ趣旨と、これによって国保税収入が減れば、国保税の値上げにつながりかねません。よって議第112号・大分市国民健康保険税条例の改正について反対します。

つぎに、議第114号・大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正についてです。この条例改定は、55歳に達した翌年度以降は、原則昇給停止しようとするものです。職員の給料・手当の減額は、職員の生活そのものへの影響、仕事への意欲減退だけでなく、民間企業への負の連鎖、地域経済への否定的影響を与えることにもなります。こうした減額はおこなうべきではないと考えます。よって、議第114号・大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について、反対します。

つぎに、請願・陳情についてです。

平成25年・請願第6号・碩田中学校区の3小学校の存続等に関する請願

についてです。

第1に、この協議会のあり方についてです。協議会が開催されて早々に、3校統合を協議会の合意事項と取り決め、統合ありきで協議が行われてきました。毎回の協議は、終了時間が迫っていることを理由に打ち切られ、結局は会長・副会長・事務局での協議によって意見の取りまとめが行われています。そのような結論ありきの協議であるにも関わらず、「各校区とも、自らの校区に、新設校を設置したいという考え方に変わりがない」という各委員からの意思を受け、三校併記という結果にまとまりました。これこそが地域の意見であり、この声を十分尊重するべきと考えます。

第2に、児童・生徒、地域住民の安全・防災面との関係です。協議会のなかで、今回の統廃合に伴い、学校がなくなる地域に対して、さまざまな防災対策を講じる方向で協議が行われてきました。しかし開校時期は、計画案に示されているものの、安全・防災面でハード的な対応策は何ら検討されておられません。大規模な災害が予想される地域において、児童生徒の速やかな行動が可能になるよう、また防災拠点の確保という観点からも、各校区の学校を存続させるべきと考えます。

第3に、学校の統廃合が教育的意義にかかわるからです。統廃合によって「より良い教育環境」が創造できるとは言えません。学校の統廃合は、教育予算の削減が第一の目的であり、この校区の学校を統合する目的に、何ら教育的な根拠はないと考えます。このような、自治体主導の教育破壊は断じて許されるべきではなく、碩田中学校区の3小学校は、存続の方向で検討を行うべきです。

以上の理由から、平成25年・請願第6号・碩田中学校区の3小学校の存続等に関する請願の不採択に反対します。

最後に、議第115号・大分市立小学校設置条例の一部改正についてです。地元との協議もされているということですが、小学校は地域にとって重要な役割を果たすものです。基本的には存続することを前提に対応すべきであり、廃校などは慎重を期すように要望します。

また議第119号・公の施設に係る指定管理者の指定について、市営住宅の指定管理者に、民間事業者が指定されようとしています。以前にも民間事業者を指定し、事業者の事情によって、指定をはずさざるをえませんでした。こうした事態のないように、指定管理においては慎重に対処されることを要望します。

以上で討論を終わります。